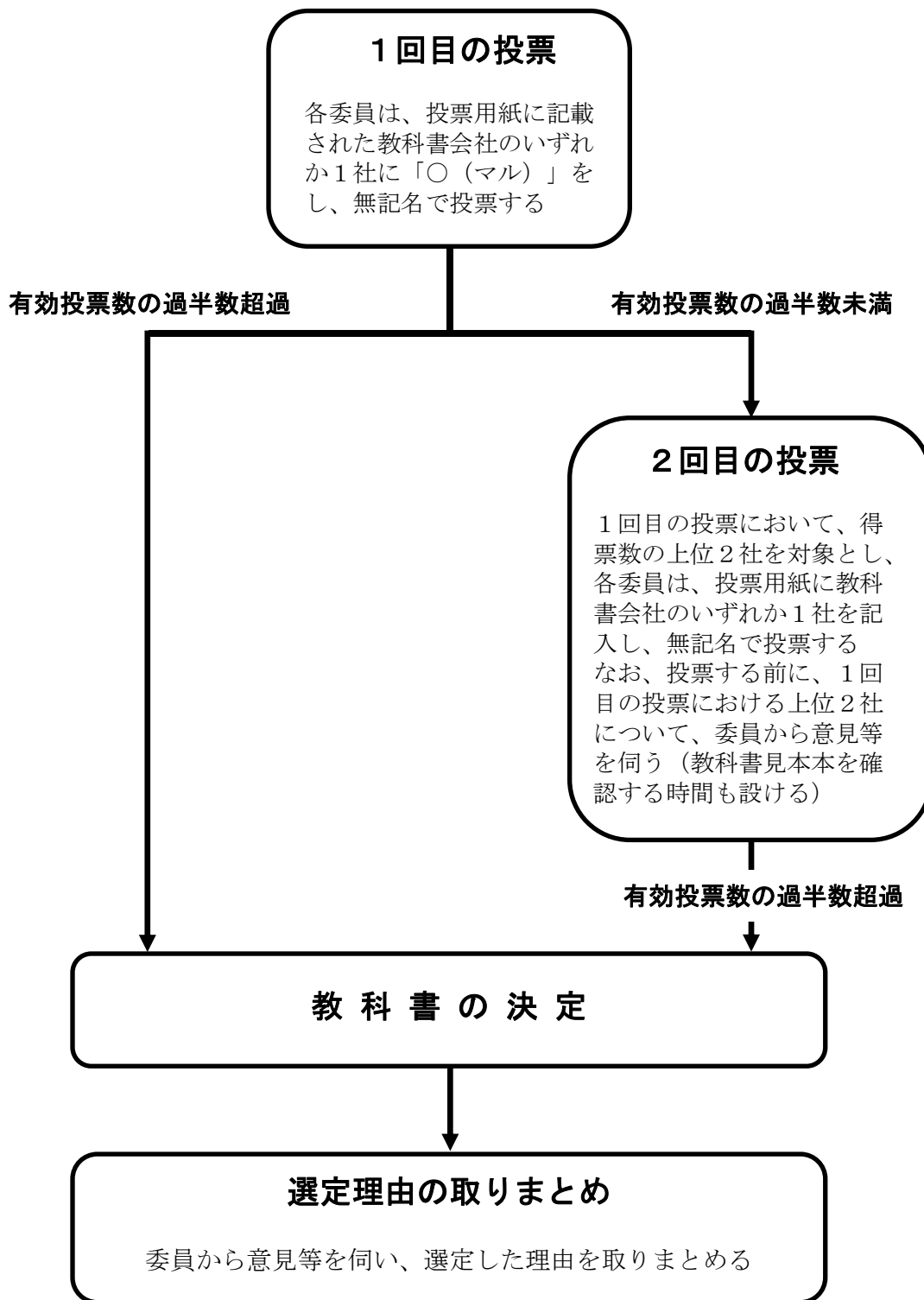


足柄下採択地区協議会における教科書選定方法(平成27年度～)



参考

- 上記方法については、今までの方法を改善し、平成27年度における中学校で使用する教科書の採択時から採用している。
- 平成26年度における小学校で使用する教科書の採択時は、次の方法で選定していた。
 - ①あらかじめ各町教育委員会で各教科1種類の教科書を選定
 - ②採択地区協議会において各町教育委員長が選定結果とその理由を報告
 - ③選定結果が一致した場合は決定、異なる場合は協議により決定
 - ④協議が整わない場合は、各町教育委員会ごとに再検討した後、再協議により決定
 - ⑤再協議が整わない場合は、無記名による個人投票